

PDF issue: 2024-09-28

1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味: 教育機会の平等の観点から

金,聲烈

肥後, 耕生(翻訳)

(Citation)

韓国における教育機会平等保障の主張と運動 : 韓国教育学会キム ソンヨル前会長の論考をもと にした対話

(Issue Date)

2022-07-03

(Resource Type)

conference object

(Version)

Accepted Manuscript

https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009453



:教育機会の平等の観点から

金聲烈

(慶南大学校 名誉碩座教授/前 韓国教育学会長)

Contents

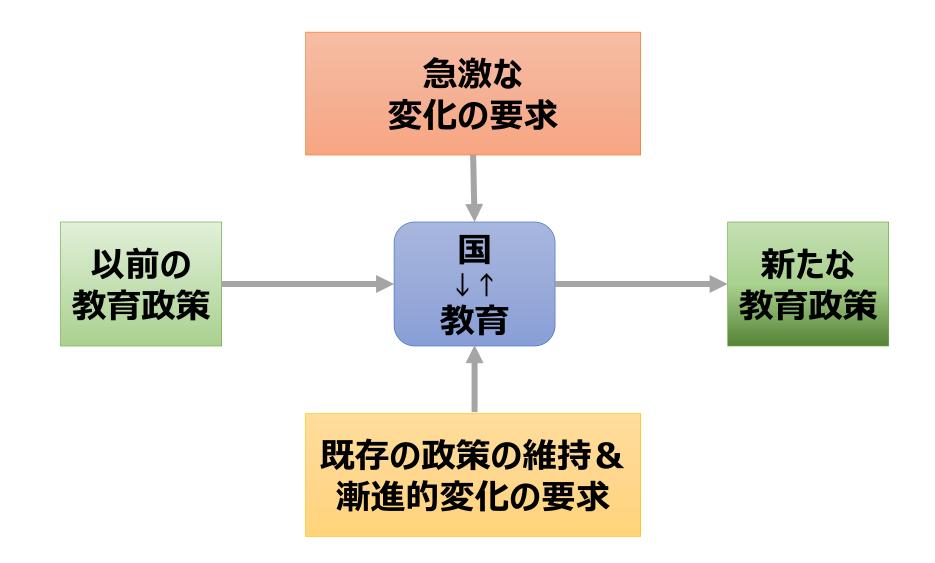
- 1. 緒論
- 2. 無償義務教育の拡大実施と教育機会の不平等の縮小
- 3. 低所得階層に対する学費補助と公正な教育機会の保障
- 4. 都市と農村間の教育条件の差異を考慮した財政配分方式の導入と地域間・学校間における教育の公平性の向上
- 5. 結論

1. 緒論

1. 緒論

- 韓国の教育政策を変化させた要因のひとつが社会運動勢力の政策主張である という前提に立つ
 - 1980年代、教育運動勢力は差別的教育(不平等な教育)を解消せよとのスローガンの もと、多様な政策主張を提起した
 - 1980年代以降、教育の不平等を改善し、平等を実現しようとする政府の政策を促進させたとみることができる
- ■本報告は、このような問題意識のもと、1980年代の韓国社会において提起された差別的教育(不平等な教育)解消の主張が、その後の教育機会を均等に保障する政策としてどのようにつながったのかを確認し、2020年代の今日、そのことがもつ意味について議論することを目的とする

1. 緒論



2. 無償義務教育の拡大実施と教育機会の不平等の縮小

- ■無償義務教育は一定の水準までの教育を
 - ① 全ての国民を対象とし
 - ② 就学を法で強制し
 - ③ 個人が教育費を出さないように国がかかる経費を負担することを意味する

■韓国政府の教育(1948-1970年代)

1948年

1950年代末

1960年代

1970年代

初等学校段階 : 有償教育体制 (劣悪な国家財政) 初等学校段階

: 完全就学達成

中等教育の 急激な拡大 (保護者の教育費負担)

■ 1980年代、教育運動勢力はこのような部分的な有償教育体制により、義務教育段階でさえも教育機会が不平等であるという認識から、義務教育を拡大し、 実施しなければならないと主張した

■ 大韓民国政府の学校教育無償化政策

- ・大韓民国憲法(1972年改正) "すべての国民は初等学校教育と法律に定める教育を受ける義務がある"ことを規定 ▶ 初等・中等義務教育
 - 義務教育: 島嶼へき地地域 (1972年) → ソウルをはじめとする6大都市を除く全地域(1979年)
 - → 6大都市地域の順に無償教育を完成(1997年)
 - 中学校段階無償義務教育政策: 島嶼へき地地域(1985年)→市地域(2004年)
 - 高等学校無償教育: 2019年から始まり、2021に全面施行

■大韓民国政府の幼児教育

- 1999年: 農漁村地域の低所得家庭の満5歳の幼児に対し、幼稚園教育費と保育施設の保育料を支援し始めた
- ・2002年:全ての満5歳児を対象に無償教育・保育に拡大し 低所得家庭の満3,4歳児に対する教育費と保育料の支援
- ・2012年: 『ヌリ課程』 施行 → 満3歳児~5歳児の無償教育・保育を完成した
 - 全ての満5歳児の幼児教育・保育費を支援し(2012)
 - 3,4歳まで教育・保育費を支援(2013)
 - *『ヌリ課程』: 3~5歳児のための国家水準の共通教育課程

- 1980年代後半以降、韓国政府が推進してきた幼児教育から高等学校段階までの教育を無償化する多様な政策
 - 憲法の精神の具現化と教育機会の平等に対する認識
 - 韓国社会における教育民主化運動を主導した勢力による無償義務教育拡大政策の主 張が背景にある
 - 経済成長により増大した政府の財政力が無償教育政策を推進することを可能にした

- 所得階層間には**教育費負担能力**の差によって教育機会の不平等が存在
 - 1980年代の教育運動勢力:教育費負担能力の差で生じる所得階層間の教育へのアクセス機会の格差+教育の過程で生じる不平等を深刻に認識
 - 教育の過程での不平等 → 大学進学を準備するにあたって不利益を招く → 階層間における不平等
- 教育運動勢力: 不平等解消の方案 ▶ "低所得層に支給する奨学金制度"
- 1980年代の教育運動勢力が提起した低所得層の子どもに対する学費補助政策の主張は、政府によって1980年代に始まり、2000年代に入ってから本格的に推進された

■ 低所得層に対する学費補助政策

- 1982年末に改正された「生活保護法」に教育保護条項が追加され、法制化
 - 教育保護とは、保護対象者に授業料やその他の保護金品を支援すること
 - 教育保護: 生活保護対象者の子どものうち、中学生のみ該当
 - → 高校生までに拡大 (1998年)
- 低所得層の児童生徒に対する教育費支援(「初・中等教育法」施行令第104条2の第①項)
 - 1.入学金及び授業料
 - 2.学校給食費
 - 3.学校運営支援費
 - 4.教科用図書購入費
 - 5.家庭での情報通信媒体を利用した学習のための教育情報化支援費
 - 6.その他、第1号から第5号までの費用に準じる費用として教育部長官、又は教育監が定める費用

- 国と地方自治体における学費補助
 - 「国民基礎生活保障法」による個別対応型教育給付事業
 - •「ひとり親家族支援法」によるひとり親家族の子どもの学費支援事業
 - 地方教育財政交付金特別交付金
 - 市・道教育費特別会計財源により支援する特性化高校奨学金支援事業
 - 農漁業民子女学資金支援事業
 - 「公務員手当などに関する規定」により支援している公務員子女学費補助手当
- 政府の教育費支援制度
 - : 不利な階層に教育費負担を軽くすることで彼らに**平等な教育機会を提供**し、 **貧困の連鎖を防止**する

4. 都市と農村間の教育条件の差異を 考慮した財政配分方式の導入と 地域間・学校間における教育の 公平性の向上

- 4. 都市と農村間の教育条件の差異を考慮した財政配分方式の導入と地域間・学校間における教育の公平性の向上
- 農村の教育環境が都市よりも劣悪であることは、都市と農村の学校間における 教育格差を拡大する重要な要因である
 - 1980年代の教育民主化運動勢力: 都市と農村との間に存在する学校教育条件の差異 に注目
 - 都市の子どもたちに比べて、教育の過程での不平等な教育
 - 劣悪な農村の教育施設
 - ▶ "農村の学校に教育財政をより多く割り当てる財政配分方式に転換しなければならない" と主張

4. 都市と農村間の教育条件の差異を考慮した財政配分方式の導入と地域間・学校間における教育の公平性の向上

- 教育民主化運動勢力の問題意識:**地方教育財政方式**に対する誤解からはじまった
 - ・地方教育財政に使用する計算式は児童生徒数、学校数、学級数など多様な要素を含んでおり、要素別に都市と田舎の有利・不利を計算して加重値を付与するため、どの地域が有利であるかを判断することが難しい側面がある
 - 農村地域を含めた道地域が有利であるという主張もある
- 政府の教育福祉投資優先地域事業と教育福祉優先支援事業(2000年代)
 - ・ <u>地域間及び学校間における教育条件の差異が存在</u>すると主張する教育運動勢力と同一の問題意識から出発
 - 大韓民国: 1990年代中盤以降、所得不平等度の悪化により中間層が減少し、貧困層が拡大
 - ・所得と学歴によって地域内の居住分化が生じ、特定の学校に社会的困難層(社会的弱者、 脆弱階層)が密集する学校別階層分化現象が発生

4. 都市と農村間の教育条件の差異を考慮した財政配分方式の導入と地域間・学校間に おける教育の公平性の向上

■ 教育福祉投資優先地域事業

- ・社会的困難層が密集する学校を対象に、教育を受ける機会において不利益を被っている 子ども・青少年に教育機会を実質的に保障するために、**家庭 - 学校 - 地域社会**が共に行 う教育、文化、福祉統合支援網を構築する事業である
 - 盧武鉉政府(2000.2-2007.2)によって導入 → 李明博政府(2007.2-2012.2)まで継続した
 - 朴槿恵政府(2013.2-2017.5): 事業名が教育福祉優先支援事業に変更→ 文在寅政府(2017.5-2022.5)まで続いた
- 教育福祉投資優先地域事業と教育福祉優先支援事業の違い
 - 教育福祉投資優先地域事業が広域自治体の洞地域(市、特別市や広域市の区の下に置かれている下部行政単位。日本における町、大字等に相当)を単位として学校を選定したのに対して、教育福祉優先支援事業は社会的困難層が密集する学校を単位とした点
- 現在の尹錫悦政府においても継続される予定

- 4. 都市と農村間の教育条件の差異を考慮した財政配分方式の導入と地域間・学校間における教育の公平性の向上
- 教育福祉投資優先地域事業と教育福祉優先支援事業
 - 児童生徒に学校教育へのアクセス機会を平等に提供することを越えて同等の教育条件で 勉強し、社会的困難層の児童生徒にあらわれやすい低水準の学習到達度を向上させることで、教育における結果での平等を実現しようとする積極的な意図から出発
 - その効果が期待したほどに表れているのかについては十分に研究が蓄積されていない
 - ★事業の限定的効果に関する研究

"効果が教育疎外階層全体よりは、教育疎外階層の児童生徒の中でも<u>上位水準に</u> 位置づく児童生徒に限定されて表れている"

"上位水準の教育疎外階層の児童生徒では<u>認知的・非認知的領域の全てにおいて教</u>育的成就が向上したことが明らかとなった"

5. 結論

5. 結論

- 韓国において、1980年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起してきた 差別的教育解消の主張は、教育機会の平等を実現するためのものであった
 - 差別的教育解消の主張は、韓国人が持っている教育機会の平等に対する認識と思考を 反映し、代弁したものである
- 韓国政府は、教育機会の不平等を解消しようとする政策を粘り強く推進した
 - 1つ目に、学校教育へのアクセス機会を均等に提供しようとする政策を順次推進した
 - 2つ目に、低所得層を中心に教育費支援政策を提供
 - 3つ目に、教育福祉投資優先地域事業と教育福祉優先支援事業などを施行
 - 大韓民国憲法の幸福追求権、人間らしい生活を営む権利、教育平等権、無償義務教育の原則、教育基本法など、関連法令の教育機会均等の原理を実現すること

5. 結論

- 政府による教育機会の不平等解消政策は、
 - 韓国人の教育機会の平等に対する情緒と思考、教育運動勢力の政策主張によって促進
 - •経済成長によって韓国の国家財政力が大きく拡大したために可能であった
- 2010年代の教育運動勢力による"大学授業料半額"主張と政府の"国家奨学金制度"の導入
 - 教育への接近機会を平等に実質的に保障し、教育条件など教育過程における不公正を解消し、教育結果の格差を縮小しようとする多様な政策の論理と一脈相通ずる

ご清聴ありがとうございました

kusykim@kyungnam.ac.kr / kusykim@naver.com